

官報

号外 昭和三十三年五月十日

○第二十六回 参議院會議録第三十三号

昭和三十三年五月十日(金曜日)午後零時四十五分開議

議事日程 第三十二号
昭和三十三年五月十日
午前十時開議

第一 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 地方行政委員 小笠原二三男君 久保 等君
- 社会労働委員 藤原 道子君 田村 文吉君
- 農林水産委員 大和 与一君 奥 むねお君
- 通信委員 奥 むねお君 泉山 三六君
- 予算委員 武藤 常介君 野本 品吉君
- 同 石坂 豊一君 成田 一郎君
- 同 海野 三朗君 曾根 益君

決算委員 松岡 平市君 田中 茂穂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 大和 与一君 藤原 道子君 久保 等君

社会労働委員 奥 むねお君 小笠原二三男君 田村 文吉君

農林水産委員 田中 茂穂君 堀木 鎌三君

通信委員 松村 秀逸君 大川 光三君

予算委員 松岡 平市君 鈴木 強君

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名発議)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

電波法の一部を改正する法律案(新谷寅三郎君外五名発議)

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

美容師法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案可決報告書

臨時恩給等調査会設置法案可決報告書

同日内閣から、左記の者を更生保護事業審査委員会に再任することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了)

衆議院議員 高橋 禎一

記 (五月二十四日任期満了)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

中小企業庁 指導部長 川瀬 健治君

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企業庁指導部長川瀬健治君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 野本 品吉君 谷口弥三郎君

社会労働委員 松岡 平市君 田中 茂穂君

予算委員 成田 一郎君 武藤 常介君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員 谷口弥三郎君 野本 品吉君

社会労働委員 成田 一郎君 武藤 常介君

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊技術物資の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一号の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。大谷實雄君、草葉隆國君から、いずれも海外旅行のため会期中、請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○大和与一君 私は、この際、春闘に對する不当処分に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○宮田重文君 私は、ただいまの大和君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 大和君の動議に御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、これより発言を許します。大和与一君

「大和与一君登壇、拍手」

○大和与一君 私は日本社会党を代表いたしました。政府が今回発表いたしました日本労働組合総評議会を中心としたいわゆる春季闘争に對する処分者の取扱に對し、主として岸内閣総理大臣と閣僚各大臣に緊急質問を行わんとするものであります。(拍手)

五九六

領当時のマッカーサー書簡のしからしめるところであると思ひます。日本が完全に独立をしたと、みずから認められておる政府は、憲法違反か、違反の疑いのある問題については、第一に、たとえは再軍備の予算を撤回するあるいは罷業権を労働者に返すといふ措置が、今からでもおそくないから、直ちにしなければならぬと思うのであります。一体どうお考えになっておるか。特に最近の新聞を見ますと、罷業権を与える方がよろしい、労使の慣行は正常になるといふより、意図が、学者の多数から出されておることゝも承知をいたしております。

第七に、労働組合運動に対してどこまで理解をされておるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。民主主義になつてまだ十一年にしかありませんが、労働組合運動の組織的な成長のために、もちろん組合運動としても不十分な点はございましょう。少くとも民主主義を逆行させ、封建主義や帝國主義に返らないための、日本全体の民主主義前進のために、その努力は労働組合運動が十分になつてきたと思ひます。マッカーサーは、当時えらくおだてておりましたけれども、総理は当然この点はお認めにならなければならぬと思ひますが、いかがでございませう。もし労働組合運動がなかつたら、ソシアリズム・ダンピングが実現をして、貿易の面からいつても世界のつまはじきを受ける、あるいはまた労働者は昔の奴隷的な雇用關係を持たされてしまい、民主主義は後退をしておると確信をいたします。しかるに、その後の保守党のバックによる政府は、あなたもその一人であつたことは逃げることはできま

せんが、労働組合運動に対する明らか
な挑戦をして参りました。破壊活動防
止法、ストライキ規制法、教育関係法
の改悪、警察法の改悪、地方分権の基
礎はくずれ、中央集権となつて、まだ
総理の本心がどこにあるかわかりま
せんけれども、きはをむいて、もう
衣の下にはよろいが見えていゝのでは
ないかと言わざるを得ないのでありま
す。佐賀県における教員組合の幹部の
逮捕事件に至つては、何でもかんで
も、理屈もヘチマもない、とにかく
ひつくくつてしまふ、こういう考えだ
という思想が充満してゐると私は思ひ
ます。まことに遺憾千万であります。

一体、与党の労働問題調査会とかい
うのがありますが、そのメンバーは労働
問題についてほんとうにわかつてい
る人はまあ二人か三人、何人かおられ
るかもしれませんが、その他の人は昔の
特高関係、警察関係の人が多くて、労
働組合運動は弾圧すればいいんだ、そ
れをどうしてやるのだ、このことだけ
をまじめにおそらく御考慮されてい
るのではないか、こういうふうに考え
ますが、一体佐賀県の不逮捕捕を現地に
行つておとりついたり、あるいはまた
職場大会にカメラを持っていつて、ひ
やかし半分に写して喜んだり、こうい
うふうなことでは、とてもほんとうに
労働運動の正しい認識を持つことはで
きないと思ひます。私たちが、
総理は与党の総裁として、この労働問
題調査会の健全な運営はどうすべきで
あるか、またその人選はどういう人が
いいのかといふことについての御所
見も、あわせて承わりたいと思ひので
あります。

第八に、労働組合運動は生きもので
あつて、法律や規律だけでは対処でき
るものでもありません。それ
を、けさのラジオ放送を聞きまして
も、警察官を動員して弾圧すれば能
事終れりとの印象を強く受けるのであ
ります。労働問題は、あくまでも労
使が対等の立場で自主的に解決され
ることが最も望ましいのであります。労
使の協定、協約は、憲法と同じもので
あります。必ず守られなければなら
ません。調停期間中であつても、自主的
な妥結への努力は否定されておられま
せん。冷静に労使に大幅に解決をまかせ
て静観すべきであります。警察官の
大量動員による弾圧はやらないとい
うことを、はっきりとこゝで言明して
いただきたい。これは総理だけでなく
て、大久保国務相あるいは法務大臣か
らもお答えをいただきたいところであ
ります。

第九に、先ほど申し上げましたよう
に、両党首会議の際、完全実施はや
る、処分は慎重にするという約束がな
されて、十六日、十九日、二十日の組
合側の闘争は自主的に回避されたので
あります。しかるに、今回の処分の
発表を見ると、法外に大層であり、両党
首会議の約束を全くじゅうりんとしたと
言わなければなりません。(拍手)歴史
的なこの経験が、その後二十三日の事
態によつて抹殺されるものではありま
せん。特に二十三日の手当不払いの問
題は、組合は当局と妥結のときに、二
十三日に支払うと団体交渉できたの
であり、総理は御存じなかったとある
いは逃げるかもしれませんが、大蔵事
務当局はもう間違いなくその経過
を承知しておられます。当局は支払う

べき重大な責任をになつておりまし
た。組合員は御承知の通り徹夜勤務
で、しかも列車を相手の仕事でありま
すから、命の危険とけがの心配を克服
して、二十四時間の勤めを果しており
ました。夜が明けて、きょうは子供
に、四月でもありますから、新学期の
学用品を買つてやるという約束をして
おつた、あるいはまた小さい子供を動
物園へでも連れて行くという指切り
もしておつた。それなのに、給料袋の
中に一つになつて手当も入つてゐるの
だから、給料も渡さない、こういうべ
らばうなことが起つて参りました。政
府当局の無能無策と言わなければなら
ません。だから、政府の一人である田
中官房副長官すら、二十三日の事態は
法律的に政府当局にも手落ちがあるか
ら、裁判になったら勝てぬ、はつきり
こう言つてゐる。労働大臣は名古屋で
それを裏書きするように、二十三日の
事態では処分はしないと言明をいたし
ました。国鉄当局も二十三日の団体交
渉で、本日事態については処分はし
ないと、これまた言明をして妥結をし
ました。この偽らざる事実に基づくな
らば、十一、十二日の闘争は、九日に
組合側が調停案を受諾をし、当局、政
府が否認をしたので、国民は、なぜ当
局、政府は受諾をしないのだらうと、
むしろ組合の闘争に明らかに理解と同
情を持つていたことは、総理もお認め
になると思ひます。そうであるなら
ば、今回の処分は、まことに弾圧的な
大量処分であり、党首会議の精神を傷
つけ、政府が干渉圧迫を内密にしたこ
とは国民のよく看破するところであ
り、今や知らぬは亭主ばかりなりで、
国鉄当局の総裁が、事志と違ひ、政府

の圧迫に屈して、ふんまんやるせな
く、解雇の通告にも出席できぬ心境も
察してやれると思ひます。総理は、処
分について自民党の強力な圧力と党内
の不統一を暴露し、しかも常識をこえ
た大量処分について、みずからがまず
責任を明らかにし、党首会議の真精神
に到達して、政府の失敗を率直に認
め、処分撤回をする大勇猛心をふるい
起す決断力があるか、声を大にして責
任を追及し、明快なる御所見を賜わり
たいと思ひます。(拍手)

次に、大蔵大臣にお伺ひいたした
い。大臣は、今回の入閣に際しては、
貧乏人は麦を食つておればよろしい、
中小企業の店が少しつぶれても仕方が
ないと言つた池田とは池田が違ふぞ、
見そこなりなど、成長ぶりを自画自賛
されておると承わつております。そう
すると、調停委員会が調停案が出る前
に、大蔵省は見解を発表しました。こ
れも要らぬことです。仲裁委員会に
回つたら、国家公務員その他と非常に
賃金の格差がある。裁定の進行中と
か、調停案の進行中に、ことさらに政
府はそういう干渉がましいことをした
のは一体なぜだ。そういう要らぬこと
をする必要はないではないか。それは
やるべきことではないと思ひますが、
これに対して御所見を承わりたいと思
ひます。

また、やみ給手、やみ給手というこ
とを言いますが、これはさうでありま
す。これは、もしも役所であるなら
ば、その予算の中やみ扱いがあり得
ると思ひますけれども、公共企業の法
律に明らかな通り、労使の意見が一致
をした、それが給手の法源であつて、
これ以外にはありません。そうする

と、団体交渉でまとまつて支払われた
金は、それはあなたは偉いから、知ら
ぬとまた逃げるかもしれないけれども、
あなたの部下である担当事務当局は必
ず知つております。これをやみ給手と
いつて暴露をし、これをことさらに、
各他の官庁に対してこれの悪口を言
うといふことは、全くこれは間違ひで
あつて、これはむしろ団体交渉権に対
する干渉、否認である、こういうふう
にも言わなければなりません。一体
これに対してどうお考えになつており
ますか。これは労働大臣からも承わ
りたいと思ひます。

裁定が出まして、まだ完全実施され
ておりません。一体この後の裁定の取
扱いについて、残つた三分の二に対
して、大蔵大臣はどうしようと思つて
いるのか。あるいは昇給にしわ寄せす
る、超過勤務にしわ寄せする、そう
いうことを一体認めて、なおかつ政府は
裁定を完全実施した、こういうふう
に白けて逃げようとするが、あまり
にもこれは岸総理のほんとうのお気持
と違ふと私は断言をしたいと思います。
ですから、これに対して政府は、
なおまた予算化する努力は何日か残つ
ているのですから、参議院の予算委員
会において、もっと誠意ある態度を
もつて、ぜひともこれを解決する、
裁定は完全実施をしたい、そのこと
によつて労使の慣行は、今後おのずか
ら明らかな道をたどるであらう、こう
いふ思いやれをお持ちになつて、なお
こ最後の努力をしていただきたい
し、またそれがどうしてもできない場
合には、大蔵大臣は、この事後の処置
についてどのような親心をお持ちに

なっているか、明快な御答弁をいただきたいと思ひます。(拍手)

さらに、労働大臣に少しお尋ねしますが、何か名古屋に行かれたそうですが、何れども、ほんとうであれば、名古屋に行ってお歸りになつても、新聞記者がそそ飛んで行くはずはないような気がします。ところが、私の知るところによると、新聞記者にちゃんと連絡をとって、不当処分の問題を必ず発表するからついてこいというので、新聞記者の諸君が、政治部の記者諸君が全部行つた、こういうことは私は確証を持っておりません。一体何のためにわざわざ、この微妙な段階にあるときに、労使担当の労働大臣が、どういふ理由をもつて一体そういうことを発表しようとしていたのか。しかも、その発表をした内容たるや、二十三日のは処分せぬと言っている。一体それは、あなたはどいうふうなお氣持で、きちんと腹をきめておつたのか、もしおつたとするならば、今回の不当処分の発表は、まさに二十三日のことだけが入つてゐる、こりうふに言つても言い過ぎじゃない。それがなかつたら処分なんかないですよ。一体あなたは、どいういふ氣持で、酒を一ぱい飲んだか何か知らぬけれども、いい氣持になつて、前にも参議院の社会労働委員会で失言をいたしました、失言大臣、放言大臣の名譽だけであつて、何で一体労働担当大臣としての責任を持てるか、その点を明確に一つお答えをいただきたいと思ひます。

最後に、運輸大臣に一言お尋ねをしますが、運輸大臣が努力を若干されたことは知らないこともありませんけれども、あまりにもこの処分は過酷で

あつたと私は断言をいたします。一体、運輸大臣はこのことについて、あなたが親心があつて、できるだけそういうことはしたくない、党首会談ではあのように約束したんだから、ゼロか、ゼロに近い、こりうふ努力をしなければならなかつたと思ひますが、それに対してどういふ御心境であるか、あなたは最善を尽したと言ひ切れるのか。どうも自民党なり、あるいは政府の他の閣僚からの圧迫にたまたまぬで、どうもうまくいかなかつたということであれば、率直に一つお答えいただきたい。

また、内閣におきましても、一番偉いのは総理大臣で、全責任を持つべきである。運輸大臣でもそうだ。それでは一体労働組合といふものは、単一労働組合である、その労働組合の組合員を処分する場合に、下の方の職員、一組合員に対してまで処分をするといふのは、一体どういふ法的な根拠に基いてやつたのか。私はその点は、いずれ委員会において、一人々々の理由を質問いたしますけれども、一体どういふ考え方で、ああいうばらばらな、あんなたぐさんな処分をしたのか、その点を法的にも、あるいは現実的にも明快にお答えをいただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりますが、他の大臣も、何も言わなければひままでお困りでしょうから、それぞれ関係のあることを言つたんだから、全大臣から、一応みんな御所見をいただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) 今回の春闘に対する政府の考えは、最初より明確に

これをいたしておりますが、言うまでもなく労使の間の問題は、労使両者の間における円満な話し合いによつて解決することが最も望ましいことは言うまでもないのであります。しこりして、民間の事業につきましても、労使の話し合いに対してこれが円滑に行われることを私も期待し、政府がこれに介入するといふことは一切しないという立場をとつておられます。しからに、公共企業体の問題は、申すまでもなく、政府みずからが企業の当局に当る場合もあり、あるいは政府の監督下にこれが行われるという、その事業の性質上、特別の性質を持つておりますので、これに対しては、政府は常にこの労使の間の問題が、一般国民生活に及ぼす影響、あるいは国民経済に及ぼす影響を十分に考慮しながら、これが円満に解決されることを望んで参つたのであります。

私はこの見地から、今回の問題、特に公共企業体の国鉄の問題を中心としての春闘の解決につきましても、鈴木委員長とも私は会見をいたしまして、私の所信を明らかにいたしましたのであります。それは、あくまでも政府はこの問題の解決のために、仲裁裁定を申請して、その裁定に対しては、誠意をもつてこれを尊重し、その実現に努める、これは当然のことではあります。従来それが予算上、資金上できないという理由のもとに、完全に実施されてきておらないという従来の例を私は改めて、完全にこれを実施するといふ意図をもつてしております。しこりして、同時に、こりうふ事業が公共の利益にきわめて密接な関係を持つており、従つて公労法という特別の法律によつ

てこの限度が規定されておられ、これを逸脱したこの違法行為に対する責任は、やはり明確にしてもらつて、国民が将来にこの企業の経営について不安を持たない、信頼を持つといふふうにして行かなければならぬという考えに立つて私の所信を申し述べました。その際、鈴木委員長より、この処分問題については、ぜひそれを処分しないようにしてもらいたいといふ強い御要望があつたことは事実であります。しかし、私は決して、さういふしこりうふという約束はいたしておきません。これは明確にいたしておきます。

そりう方針に基きまして、今回は特別にわれわれが資金上、移流用等によつてこの仲裁裁定の趣旨を実施することのできるものにつきました。その方法により、その方法ができないものにつきました。追加予算を提出いたしました。御審議願つておる次第であります。私はこの点については、全く政府は一貫して誠意をもつて事に當つておる考えでございます。(拍手)

さらに、暴力の問題について、多数の暴力といふお話がございましたが、私は民主主義のこの理想から申しまして、一切の暴力といふものは、これは国会の内外を問わないことはもちろんです。国際的においても、この暴力を私は否認する意味において、暴力を追求したいといふことを明確に申し上げておきます。従つてこの暴力は、多数の暴力も許されませんけれども、少数の暴力も暴力として、何とかして追放しなければならぬと思ひます。

それから労働問題の解決は、あくまでも民主主義の理論によつて、民主主義によつてこれが解決をされなければならぬといふ意味におきまして、私は健全なる組合運動に対しては、これをあくまでも助長し、そのりつぱな完成を私はあらゆる面から助長して参らなければならぬと思ひます。しかし、民主主義の理論なり理想に反する行動、逸脱する行動については、組合の自制を求め、私はこれが健全なる発達を考へなければならぬ、かやうに考へております。

公労法の規定を改めて罷業権を認めろといふお話がございましたが、そりう議論も一部にはございまして、しかしながら、これがためには労働組合といふものが、やはり健全にある程度まで発達しておらないといふと、非常な危険がある、かやうに思つております。

警察官を多数動員して、そりして断圧するといふやうなお話がございましたが、私も、警察官を大量に動員して断圧するといふやうなことは一切考へておりません。(拍手)

〔国務大臣宮澤俊彦君登壇、拍手〕
○国務大臣(宮澤俊彦君) このたびの処分が非常に過酷であり、かつお前は、政府並びに与党から圧迫を受けて国鉄当局者に対して重圧を加えたのではないか、その心境を物語れといふお話であります。与党並びに政府の側から重圧を加えられ、国鉄当局者に私が、さらにまた圧迫を加えたといふ事実は毛頭ございせん。(拍手)ただし、かしながら、私の監督のもとにある国鉄において、かくのごとく大量なる処分をしなればならぬことに立ち至りましたことは、まことに残念に堪へません。国鉄当局者のこの処分をするに至りますまでは、実に血のにじむやうな苦難をなめてきたのであります。

自分の同じ職場に働らく同僚を、人が人を罰するといふことは、なかなか容易な事ではないことである。それを忍んで、なおかつなかなければならぬといふことは、今日の社会秩序を維持し、民主的なこのわれわれの国民生活を安泰にして行かなければならぬといふ大きな観点から、やむを得ずこの挙に出たのであります。従つて今後におきましても、私は日本の労働運動の育成期において、道を踏みはずして、かくのごとき事態を生じたことを残念に思ひまして、今後できるだけ一つ善処したいと考えております。

〔拍手〕
〔国務大臣平井太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(平井太郎君) 何か答弁をしろといふことでございしますから、何か答弁を申し上げます。
先ほど運輸大臣が申し上げた通り、私の郵政所管におきましても、政治的な圧力、また政治的な配慮は何もございしません。郵政大臣の今回の処分立場は、自主的な判断のもとに、法の命ずるままに従つて、厳正なる態度において今回処分をいたしましたのでございします。従ひまして、今後とも、なおこうした違反者があれば厳重に処分をいたす所存でございします。(拍手)
〔国務大臣井出太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(井出太郎君) 今回の春闘に對する処分についての原則的な考え方、総理からお答えいたしました通りでございします。
私の所管いたしました国有林野事業につきましても、目下調査継続中でありまして、処分に該当する者のありまする場合は、これは断じて処分いたす、かように考えておる次第でございします。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
仲裁裁定に對しまして、私がいろいろ干渉したといふ言葉でございします。が、仲裁委員に對しては、私は何ら干渉はいたしておりません。ただ問題は、予算等の関係で、また給与の実態につきましても、大蔵省の保管が説明に參つたことはございします。これは向うからの要求によつて行つたのでございまして、決して裁定に干渉したことはございしません。
なお、やみ給与といふお話でございしましたが、私はやみ給与といふ考えは持つたことはございしません。従ひまして、申し上げたこともないのでございします。予算単価と実行単価の格差のあることは認めております。しこうして、この格差の問題につきましても、仲裁裁定におきましても、できるだけ早い機会になくするよう言つておるものであります。われわれは、この仲裁裁定の処置によりまして、今後残り三分の二につきましても、あるいは職員の新陳代謝、あるいは昇給財源等によりまして、裁定にうたつておりますように、できるだけ早い機会に、予算単価と実行単価とを合わせるよう努力いたしたいと考えております。
〔国務大臣松浦周太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(松浦周太郎君) 大和さんにお答えいたします。
新聞記者を、約束して連れて行つて発表したのではないかといふことでございしますが、そういうことは全然ござい

しません。むしろ、記者会見が一応終りまして、雑談中に話したことを、俗にいうオフレコで話したことが、そのまま出まして、これはむしろ、われわれの方が逆に約束を破られてゐるといふことでございします。しかしながら、ああいうことが新聞に出まして、世の中に非常に御迷惑をかけたといふことは、私の最も遺憾とするところでございします。また、二十三日云々といふことをございしましたが、それは二十三日をどうするかといふことでございしたから、二十三日のみならず、十一日、十二日もやる、こう言つたのが、ある新聞記事が間違つております。

やみ給与のことに對しまして、労働大臣からあることとございしました。が、それはもちろつた、給与を得た勤労者にはやみの問題はございしません。いわゆる企業者と大蔵省との間に、多少そういうことがあつたかもしれませんが、それは、給与をもらつた方には、それはないと思ひます。
〔国務大臣尾崎弘吉君登壇、拍手〕
○国務大臣(尾崎弘吉君) このたびの佐賀県に起りました問題につきましても、われわれはいたしましては、まことに遺憾に存じております。佐賀県の教員諸君が、二月中におきまして、いわゆる休暇闘争の挙に出まして、これが地方公務員法の第三十七条に該当いたしましたのであります。その結果といつたしまして、佐賀県の教育委員会の行政処分となり、さらにまた検察権の発動を見るに至りました次第であります。われわれはいたしましては、教職員組合が法令に反しない範囲内において行動することはよろしいと思ひま

すけれども、法令に違反するがときことは厳に慎んでもらいたい、切に希望いたしておたのであります。それにもかかわらず、関係当局者のあらゆる努力にもかかわらず、あえてこの挙に出たのであります。今回の処分は、事情まことにやむを得ざるものであると存するのであります。願わくば、将来さらにかくのごときことの起らないように切に祈つてゐる次第であります。

〔国務大臣中村梅吉君登壇、拍手〕
○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。
私もどなたかいたしましては、正常な労働運動を弾圧するような意図は毛頭持つておりません。しかしながら、法秩序を維持するためには、違法行為があれば、これは厳正に追及をしなければならぬ、かように考えております。ことをお答え申し上げます。
〔国務大臣大久保清次郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(大久保清次郎君) 私の関係の事項だけ申し上げたいと存じます。

第一番が、暴力行為の問題であります。これはどなたも賛成の方はありますまい。私も暴力行為は排撃すべきものであると考えております。従つて、従来といへども、左翼といわす右翼といわす、あるいは第三者にせよ、暴力行為は一切取り締つております。今後この左右両翼等に關係なく取締りを励行する考えでございします。
次に申し上げますのは、佐賀県の教職員の一部に起りました今回の検挙であります。佐賀県の教職員の一部に地

公法の違反の疑いがありまして、十数名を検挙するに至りました。まことに遺憾であります。ほんとうに気の毒であります。しかしながら、地公法に違反するといふ疑いがある以上は、ほんとうにやむを得ずこれは検挙せざるを得なかつたのであります。私は今後は、かかる種類の行為が起らぬことを切願しております。

最後に、警察官の増員の問題であります。が、これは何らかの考え違いであると存じます。本年度におきましては警察官の増員は一名もいたしておりません。ただ、従来見習ひの警察官として学校に入れておりました四千二百五十名といふものを定員の中に入れただけでありまして、実数においては一名の増加もございしません。
以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年五月十日 参議院會議録第三十三号 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

法律

消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 補則(第二十二條、第二十三條)」を「第七章 補則(第二十二條、第二十三條)」を「第八章 罰則(第二十四條、第二十五條)」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一條中「損害補償(以下、消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市(特別区の存する区域)については、都、以下同じ。町村」を「損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」といふ)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

に從事した者」を、「消防作業に従事した者、非常勤の水防団長若しくは水防団員又は水防に従事した者(以下「非常勤消防団員等」といふ)に改める。

第十一條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「非常勤消防団員の数等」を「水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤の水防団長及び水防団員の数等」に改める。

第十三條第一項中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「当該市町村に對して」を「当該市町村又は水害予防組合に對して」に改め、「当該市町村の水防団長」の下に「若しくは当該水害予防組合の管理者」を加え、「市町村長の保管する」を「市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する」に、「当該非常勤消防団員若しくは消防作業に従事した者」を「当該非常勤消防団員等」に改める。

第十四條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を、「当該市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十四條を第二十六條とし、第二十三條を第二十五條とし、第二十二條を第二十四條とし、第七章中同條の前に次の二條を加える。

(建設大臣との協議)

第二十二條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする。

一 第四條第二項の規定による定款の変更の認可及び第二十二條第一項の規定による定款の変更命令

二 第十六條の規定による事業計画書の承認

三 第十七條第一項の規定による財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の承認

(都等に関する特例)

第二十三條 この法律中市町村に關する規定は、特別区の存する区域については、都、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條の規定による市町村の組合については、当該組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責任に係るものについては、当該特別区に適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の経過措置)

2 水防法第二條第一項の水防管理団体(以下「水防管理団体」といふ)でこの法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行前すでに消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」といふ)との間に、消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下「契約」といふ)を締結しているもの以外のものであるものは、この法律の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に對して、改正後

の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」といふ)第十一條の規定による掛金を支払わなければならない。

3 水防管理団体である市町村でこの法律の施行前すでに基金との間に契約を締結しているものは、当該市町村に置かれていた水防団の非常勤の水防団長又は水防団員で消防団員でないもの及び水防に従事した者に係る分として、新法第十一條の規定による掛金を、この法律の施行後一月以内に、基金に對して支払わなければならない。

(従前の消防団員等公務災害補償の経過措置)

4 この法律の施行の日前又はこの法律の施行の日から附則第二項の規定により契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となつた非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防に従事した者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、なお、従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ五ノ二 消防団員等公務災害補償責任共済基金ノ発スル 証書、帳簿

(水防法の一部改正)

6 水防法の一部を次のように改正する。

第六條の二中「水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

第三十四條中「当該水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 たいま議題となりました消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、非常勤の水防団長若しくは水防団員または水防に従事した者にかかる損害補償に關する市町村その他の水防管理団体の支払責任を、消防団員等公務災害補償責任共済基金において共済するためのものでありまして、改正の内容としては、(一)法律の趣旨を改め、消防団員等公務災害補償の対象となる者を拡張して、従来の非常勤消防団員及び消防作業に従事した者のほか、非常勤の水防団長、水防団員及び水防に従事した者を加え、(二)補償責任の主体を水防管理団体に拡張して、市町村のほかは水害予防組合をも加えることとし、(三)基金の理事に水害予防組合の管理者を加える趣旨において、理事の數現行十人以上を十一人以上に改め、その他規定の整備をはかること等がその主要点であります。

地方行政委員会におきましては、四月二十三日、大久保国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ね、慎重審議を行いました。その詳細は会議録によつてごらんを願います。

五月八日、討論に入り、加瀬委員は、「この際、水防体制を確立して、

六月〇〇

事故の防止に努力すべきことを当局に要望して本法案に賛成する旨を述べられました。かくて採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

臨時恩給等調査会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

臨時恩給等調査会設置法案

臨時恩給等調査会設置法

(設置)

第一条 総理府に、附属機関として、臨時恩給等調査会(以下調査会)と置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、次の事項を調査審議する。

一 旧軍人(旧軍人を含む。以下この号において同じ。)の公務傷病恩給、旧軍人の遺族の公務扶助料その他旧軍人又はその遺族の恩給に関する事項

二 前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項

三 前二号に関連する戦傷病者、戦傷病者又は戦没者の遺族等の援護に関する事項

四 その他前三号に関連する事項(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

2 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(幹事)

第五条 調査会に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(報告)

第六条 調査会は、第二条の事項に關し調査審議した結果を、遅くとも、昭和三十三年十一月十五日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(庶務)

第七条 調査会の庶務は、総理府恩給局において処理する。

(雑則)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の次に次のように加える。

臨時恩給等調査会	臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第三十号)の規定に基づき恩給等に関する事項を調査審議すること
----------	--

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 ただいま議題となりました臨時恩給等調査会設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、本法案が提出せられた趣旨を申し上げますと、戦後における退職公務員及びその遺族に対する恩給上の

処遇については、従来、合理的かつ公平な給与が行われるよう逐次改善されてきたが、現在なお検討を要する問題が多々残されておるので、この際、これらの問題の全般に対して適切な対策を立てるがため、ここに強力なる恩給などの調査審議機関を設けんとするものが、今回この法律案が提出されるに至った理由であります。

次に、本法案の内容を申し上げますと、臨時恩給等調査会は総理府の付属機関でありまして、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験のある者二十五人以上の委員をもって組織し、旧軍人の公務傷病恩給、旧軍人の遺族の公務扶助料その他旧軍人またはその遺族の恩給に関する事項、文官の恩給に関する事項、これらの恩給に関連する戦傷病者、戦傷病者または戦没者の遺族の援護に関する事項、その他以上に関連する事項等を調査審議することとなっております。なお、この調査会におきましては、今申し上げました事項につき調査審議した結果を、おそくとも本年十一月十五日までに内閣総理大臣に報告しなければならないことといたしております。

内閣委員会は、前後三回にわたり委員会を開き、この間、松浦芳助大臣及び関係政府委員の出席を求め、本法案の審議を行いました。この審議において明らかにになりましたおもな点を申し上げますと、その第一点は、本調査会には他の多くの審議会または調査会と異なり、政府よりの諮問を待たず調査審議し得ること、その第二点は、恩給制度などの恩給の基本問題は、本調査会の調査審議の対象にならない建前であること、その第三点は、本調査会の委員二十五人の割当は、国会議員九人、関係行政機関の職員五人、学識経験者十一人の予定であること、その第四点は、文官及び旧軍人の恩給の不均衡は正、すなわち、これら受給者の恩給の基準を一万二千元から一万五千元にベース・アップした場合、その所要予算額は、文官関係二十八億円、旧軍人関係九十億円、計百十八億円の見込みであることなどでありまして、なお、これらの問題のほか、本調査会における調査審議の対象となる人の範囲、本調査会の調査審議の結果の報告を本年十一月十五日までに限った理由、恩給制度の根本的改正問題に対する政府の見解、共済年金と恩給との不均衡は正の点などにつきましても質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

一日の委員会におきまして質疑を終り、討論に入りましたところ、大谷委員より、本法案に賛成の旨の発言がありまして、次の付帯決議案が提出せられました。この付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

この法律により設置される臨時恩給等調査会においては、現行恩給法に基く各種の不均衡不合理の是正並びにこれに伴う戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正及び昭和三十一年法律第七十七号旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の本委員会付帯決議事項の実施等、戦没者遺族その他の処遇の抜本的解決に資するため、すみやかに調査審議を遂げ、政府は、その報告により、昭和三十三年一月一日よりこれを実施し、おそくとも昭和三十四年度内に

昭和三十一年五月十日 参議院會議録第三十三号 臨時恩給等調査会設置法案

完全実施するよう措置すべきである。
かくて討論を終り、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。

次いで、さきの大谷委員より提出せられました付帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時四十一分散会

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、春闘に対する不当処分に関する緊急質問

一、日程第一 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

一、日程第二 臨時恩給等調査会設置法案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

早川 慎一君	中山 福蔵君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君
田村 文吉君	大川 光三君
竹下 豊次君	村上 義一君
廣瀬 久忠君	武藤 常介君
北 勝太郎君	岸 良一君
石井 桂君	松岡 平市君
伊能繁次郎君	梶原 茂嘉君
加賀山之雄君	奥 むめお君
堀 末治君	有馬 英二君
苦米地英俊君	上林 忠次君
藤野 繁雄君	西川 基五郎君
谷口弥三郎君	新谷寅三郎君
森田 義衛君	杉山 昌作君
後藤 文夫君	高瀬 莊太郎君
石黒 忠篤君	一松 定吉君
本多 市郎君	鶴見 祐輔君
仲原 善一君	成田 一郎君
堀本 宜實君	前田佳都男君
松村 秀逸君	手島 榮君
鈴木 万平君	柴田 榮君
大谷藤之助君	大沢 雄一君
西川弥平治君	重政 庸徳君
高橋 衛君	土田国太郎君
斎藤 昇君	雨森 常夫君
永野 護君	迫水 久常君
三木與吉郎君	田中 啓一君
横川 信夫君	木島 虎蔵君
安井 謙君	関根 久蔵君
岩沢 忠恭君	三浦 義男君
宮田 重文君	小柳 牧衛君
木内 四郎君	青山 正一君
堀本 鐵三君	左藤 義詮君
植竹 春彦君	石原幹市郎君
黒川 武雄君	苦米地義三君

中山 壽彦君	泉山 三六君
大野木秀次郎君	井村 徳二君
伊能 芳雄君	井上 清一君
西田 信一君	稲浦 鹿蔵君
吉江 勝保君	平島 敏夫君
後藤 義隆君	小西 英雄君
佐藤清一郎君	西岡 ハル君
吉田 萬次君	佐野 廣君
青柳 秀夫君	白井 勇君
山本 米治君	大谷 肇酒君
寺本 廣作君	大谷 肇酒君
小幡 治和君	上原 亨弘君
古池 信三君	館 哲二君
郡 祐一君	西郷吉之助君
小山邦太郎君	太暮武太夫君
石坂 豊一君	下條 康磨君
野村吉三郎君	笹森 順造君
林屋亀次郎君	青木 一男君
木村篤太郎君	江藤 智君
田中 茂徳君	林田 正治君
中野 文門君	森中 守義君
北村 暢君	鈴木 強君
相澤 重明君	松永 忠二君
占部 秀男君	森 元治郎君
平林 剛君	岡 三郎君
亀田 得治君	秋山 長造君
久保 等君	柴谷 要君
大和 与一君	安部キミ子君
近藤 信一君	戸叶 武君
大倉 精一君	田畑 金光君
藤原 道子君	吉田 法晴君
中田 吉雄君	松澤 兼人君
河合 義一君	小笠原三三男君
成瀬 暢治君	藤田 進君
田中 一君	加藤シヅエ君
赤松 常子君	野澤 勝君
松本治一郎君	三木 治朗君
江田 三郎君	東 隆君
荒木正三郎君	市川 房枝君

八木 幸吉君	岩間 正男君
横川 正市君	長谷部ひろ君
大竹平八郎君	鈴木 壽君
大河原一夫君	伊藤 顕道君
天坊 裕彦君	千田 正君
光村 甚助君	鈴木 一君
湯山 勇君	加瀬 完君
坂本 昭君	阿部 竹松君
安部 清美君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	阿具根 登君
海野 三朗君	中村 正雄君
矢嶋 三義君	小林 幸平君
小酒井義男君	永岡 光治君
松浦 清一君	天田 勝正君
高田なほ子君	片岡 文重君
重盛 壽治君	羽生 三七君
岡田 宗司君	佐多 忠隆君
栗山 良夫君	山下 義信君
清澤 俊英君	棚橋 小虎君
内村 清次君	山田 節男君
内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	中村 梅吉君
法務大臣	池田 勇人君
大蔵大臣	灘尾 弘吉君
文部大臣	井出一太郎君
農林大臣	宮澤 胤男君
運輸大臣	平井 太郎君
郵政大臣	松浦周太郎君
労働大臣	大久保留次郎君
国務大臣	
政府委員	
法制局長官	林 修三君
法務省刑事局長	井本 臺吉君
運輸省鉄道監督局長	權田 良彦君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一